



訓
令

内務省訓令第十一號

廳 府 縣

今回時局匡救ノ爲ニ必要ナル土木事業ニ關スル豫算公布セ
ラレ不日之カ執行ニ付令達スルトコロアルヘシト雖本事業
ノ執行ニ關シテハ曩ニ指示シタルカ如ク政府ハ之ニ依リテ
時局匡救ニ關スル國策ヲ遂行セムトスルニ在リテ之カ成果

法 令

△道路行政に關係ある法律命
令、訓令、通牒等苟くも道
路行政に當る人々の知らざ
るべからざることとは凡て本
欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑
問は本欄に於て回答するを
以て會員諸氏は留意なく質
問あらん事を望む

ヲ收ムルト否トハ一ニ地方當局ノ覺悟ト努力トノ如何ニ懸
ルヲ以テ克ク政府ノ趣旨ヲ體シ左記事項ヲ遵守シ事業執行
上萬遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一 事業ハ管下各地方窮乏ノ程度ト政府カ時局匡救ノ目的
ヲ以テ計畫スル總テノ事業トノ關係ヲ斟酌シテ各町村普
遍的ニ配分シ以テ就勞ノ機會ヲ均等ナラシムルコト

二 事業ハ克ク地方ノ實情ヲ精査シ農漁山村永久ノ福祉ニ
最モ效果アルヘキモノヲ選ヒ不急無用ノ工ヲ興スカ如キ
ハ嚴ニ之ヲ慎ムコト

三 事業ノ配分及選擇ハ嚴正公平ヲ旨トシ苟モ一部ノ勢力
ニ牽制セラレ又ハ情實ニ拘泥シテ其ノ公正ヲ誤ルカ如キ
ハ嚴ニ之ヲ戒ムルコト

四 事業ハ現下農漁山村窮乏ノ急迫セル實情ニ鑑ミ速ニ之
ヲ執行シ必ス年度内ニ完成セシムルコト

五 事業ノ執行ニ關シテハ懇切周到ナル指導ヲ爲スト共ニ
一面嚴重ナル監督ヲ加ヘ以テ不法不正ノ行爲ナカラシム
ルコト

今回新ニ農村救済ノ爲ニ各種土木事業ヲ執行スルコトト相成之カ爲ニ右工事ノ遅延スルカ如キコト有之候テハ起興ノ趣旨ヲ没却スルノミナラス今回ノ事業ハ右工事ノ施行ヲ斟酌シテ計畫サレタルモノナルヲ以テ兩者相並テ進行スルニ非サレハ農村振興ノ實ヲ擧クルコトヲ得サルニ付此際特ニ右工事ノ進捗ニ付留意セラレ年度内ニ必ス完成候様御配意相成度依命及通牒候也

◎府縣道改良工事設計書様式ニ關スル件

(昭和七年八月二十四日發第一一八號各府縣知事宛土木局長通牒)

今回農村振興ノタメ執行セラルヘキ府縣道(指定府縣道)ノ新設又ハ改築ニ關スル認可申請書ニ添付セラルヘキ設計書ハ別紙様式ニ依リ調製相成度

追テ指定府縣道以外ノ府縣道ノ新設改築ニ關シテハ本月十八日開催ノ内務部長、土木部課長事務打合會ニ於テ指示セラレタル農村振興府縣道工事ニ關スル件中(四)ニ依リ承認ヲ受ケタルモノト看做シ處理セラル、義ト御了知相

成度爲念

府縣道改良工事設計書様式

一、設計說明

(イ) 路線名(指定府縣道番號)

(ロ) 工事ヲ執行スル起終點ノ地名(大字名迄)

(ハ) 工事ヲ執行スル區間ノ延長

道路、橋梁、隧道ノ延長ノ内譯及橋梁、隧道ハ其ノ箇

所數ヲ記入スルコト

(ニ) 設計概要

有效幅員、步車道區別ノ有無、待避所ノ有無、路面構造、排水設備、最急及最小縱斷勾配、最小屈曲半徑、

橋梁、隧道等主要ナル工作物ニ在リテハ其ノ設計概要

(ホ) 事業費調書(様式別紙)

(イ) 平面圖

(イ) 平面圖

(イ) 平面圖

陸地測量部五萬分一圖(本圖ヲ發行セサル地方ニ在リ

テハ二十萬分一帝國圖ヲ以テ代フルコトヲ得)ニ工事

箇所ヲ朱線ヲ以テ表示スルコト

(ロ) 横斷定規圖

縮尺ハ五十分一以上トシ左ノ事項ヲ記載スルコト

歩車道ノ區別

横斷勾配

切取盛土ノ法勾配

路面ノ構造

排水設備ノ位置及斷面

並木又ハ道路路ヲ占有スル工作物ノ位置及種類

(様式)

事業費調書

費	目	金	額
工	事	費	圓
工	費		
土地買收費			
物件移轉其他補償費			
器具機械費			

雜費	監督雜費	合計
----	------	----

備考

- 一、器具機械費ハ直營ニ在リテハ工事費ノ五分以内、請負ニ在リテハ三分以内
- 二、雜費ハ直營ニ在リテハ工事費ノ五分以内、請負ニ在リテハ二分以内
- 三、監督雜費ハ直營ニ在リテハ工事費ノ一割五分以内、請負ニ在リテハ八分以内

行政判例

◎收用審査會裁決取消の訴

(昭五、第三五二號
昭和七、三、二九宣告)

○イ鐵道事業の爲必要なる土地の收用に付鐵道省改良事務

所長の名を以て爲したる裁決申請

○ロ國有鐵道敷設事業に對する土地收用法第十四條に依る事業認定及同法第十九條に依る細目公告に於ける起業者の表示

○ハ土地收用法第二十一條に依る土地物件調書の作成と立會の通知

○ニ起業者が關係人を除外し土地所有者のみを被收用者として裁決申請を爲し收用審査會之を是認し爲したる裁決

○ホ井戸として移轉の價値を有するものなりや否やの事實認定

○へ土地臺帳に於て數筆に記載せられある土地と殘地補償〔事實〕大阪府收用審査會に於て鐵道省大阪改良事務所長の申請に基き、大阪府中河内郡長瀬村野本某所有に係る長瀬村大字柏田六八四番の一外二筆の收用を裁決したる處、所有者より之を不服とし出訴したるものなり。

〔判旨〕○イ鐵道省が起業者にして鐵道事業の爲に必要な土地の收用に付、鐵道省改良事務所長の名を以て爲されたる裁決の

申請が違法のものに非ざること、當裁判所昭和二年二月十六日宣言大正十五年第八十一號事件の判決に於て説明する所の如し

○ロ土地收用法第十四條の規定に依る内務大臣の事業認定並同法第十九條の規定に依る土地細目公告に於て、起業者を鐵道省と表示せず鐵道大臣と爲したるを違法なりとすべき何等の理由なし。

○ハ原告は本件收用土地には某、某の各所有に係る建物存在し、同人等は本件收用地の關係人なるに拘らず、起業者が土地收用法第二十一條に依る土地物件の調書を作成するに於て、同人等の立會を求むることなく、且同調書には同人等の所有する物件並同人等が關係人たることの記載を欠くを以て、右調書は無効にして從て同調書に基き爲されたる本件裁決も亦無効なる旨主張するも、起業者が右調書作成に當りては、原告も立會し之に署名捺印し居り、原告の土地物件に關する限に於ては右調書の記載は事實に合するものなるを以て、右調書は原告に關する限に於ては有効にして、從て同調書に基き原告に對し被告が爲したる本件裁決を無効となすべきに非ず。

○ニ原告は某、某は土地收用法上の關係人たるに拘らず、起業者が本件收用の裁決を申請するに當りては、右關係人を除外し原告のみを被收用者として申請し、被告は之を是認し原告のみに對し本件裁決を爲したるが爲に、原告に於て右關係人の有する借地權

に對する補償を爲し、建物を移轉して收用地を起業者に引渡す義務を負擔することとなり、従て本件判決は負擔すべき理由なき義務を原告に負擔せしめ、原告の權利を侵害する違法のものなる旨主張す、假に某、某は關係人なりとするも、本件判決は原告に對し同人の有する借地權に對する補償を爲し、建物を移轉して收用地を起業者に引渡すべき義務を負擔せしむるの效果を生ずべきものに非ざるを以て、此の點に關する原告主張も亦認むるに由なし。

○ 右係争の所謂井戸なるものは、檢證の結果に依れば其の位置は檢證圖に示すが如く鑿道線路の西側に竝行せる木柵の間線路中心點より九尺九寸の距離の所にありて、地表より水面迄五尺三寸水深は二尺六寸にして、地表より下の構造は相當古きセメントの空樽と認めらるゝ粗末の木製圓筒形のもの三箇を積み重ねたるに止まり、何等他に施設せられたるものなく、恰も地中のセメント樽の中に水の溜り居るが如き觀を呈するのみ、而も右セメント樽様のもの上部にあるものは高さ二尺三寸直径一尺三寸にして、其の下部のものは順次に狭少なるものなるのみならず、水質亦汚濁にして飲料に供するを得ざるものなり、且右井戸は原告の主張に従ふも以前田用水に用ひ居りしも、現在は其の必要なに至り僅に道路の撒水等に使用し居るに過ぎざるものなり、此の如きもの

は井戸として移轉の價値なきものと認むるを相當とす。

○ 土地の一部の收用に因りて殘地の價値を減するや否又は殘地を従來用ひたる目的に供すること能はざるや否は必ずしも土地臺帳記載の各筆の區域を基礎として定むべきものに非ずして、土地臺帳に於ては數筆に記載せられある土地と雖も、一體を爲し單一の經濟目的に供せられあるものと認むべきものに付ては一體を爲せる土地の區域を基礎として定むるを相當とす。

○ 收用審査會の裁決に對する不服の訴

(大正一四、第一〇七號
昭和六、七、二〇宣告)

○ 宛名に誤記ある送達書を附したる裁決書謄本の送達

(判旨) ○ 收用審査會の裁決書謄本の送達を受けたことは原告の争はざる所にして、裁決書謄本の送達に付ては送達書を添付すべき規定なきが故に、本件裁決書謄本の送達書の宛名に誤あるも之が爲裁決の效力に影響を來すものにあらず。

○ 自動車運轉營業免許拒否取消

請求の訴 (昭三、第一二二號昭
和六、一、三一宣告)

○ 成業の見込確實ならざる一定の路線又は區間に據る自動

車運輸營業の出願

○成業見込の確否の認定

〔事實〕 青森縣下北部佐井村清野某より、青森縣知事に對し一定の路線に據る乗合自動車の運輸營業許可の出願を爲したる處、不許可處分を受けたるに付之を不服とし出訴したるものなり。

〔判旨〕 ○一定の路線又は區間に據る自動車運輸營業願に對しては、公益に害ある場合のみならず、成業の見込確實ならざる場合にも亦免許を與ふべきものに非ざること勿論なり。

○原告は宅地五十二坪畑一反二畝七分原野五畝十四歩木造平家建住宅一棟及定置漁業權を有するに過ぎざること甲第三號證に依り明にして且漁業の成績不良の爲其の生計に困難を來し居ることは原告の自認する所なり、從て原告自身の資力のみ依りては自動車運輸營業成業の見込確實なりと認むるに由なし、而して本件に付ては其の他の方法に依る成業の見込確實なりと認むるに足る證據も亦存在せざるを以て、原告の出願に係る自動車運輸營業は結局成業の見込確實ならざるものと認むるの外なし。

○道路起業に因る土地所有權妨害排除

請求事件(七、六、二〇言渡) (大田原區裁判所)

○道路管理者としての市町村長と訴訟能力

〔事實〕 栃木縣宇都宮市川向町瀨尾某より同縣那須郡黒磯町長を被告とし、同人所有に係る黒磯町大字黒磯一八〇番二ノ八宅地六十二坪に對し、黒磯町長に於て所有者に何等の交渉なく道路工事を施したるは不法なるを以て、同地區内工作物を撤去し原狀に回復すべきことを訴求せる處、被告は之に對し道路法上町長が道路管理者なりとするも、町長は獨立したる法人格を有せず、訴訟法上町長の訴訟當事者たる適格を認めたる規定存せざるが故に之が訴訟を不適法なりと抗辯したるものなり。

〔判旨〕 ○道路法に依れば道路は國家機關たる府縣知事と自治團體の代表機關たる市町村長をして管理せしめ、此等の機關を總稱して管理者たる名稱を用ひたるも、元來特別なる道路管理機關を設置したるものならず、單に管理權限を有する者を表示するため、便宜上用ひたる言葉に外ならざるものとす、而して道路管理者たる町村長は、道路を構成する土地物件に關し權利義務の主體たる地位を取得するものなるが故に、該土地物件に關し訴訟を提起し又は訴へらるゝ訴訟當事者能力を有するものとす。

民事判例